

7. 「道の駅」への充電設備設置事業の説明と提出書類

事業名	高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業 (経路充電)	
事業内容	「道の駅」 ^(注1) における電欠防止の観点から重要な経路充電 ^(注2) のための充電設備設置事業	
申請できる方	地方公共団体、法人、個人	
補助対象経費	充電設備の購入費および設置工事費	
補助率	充電設備の購入費	定額
	設置工事費 ^(注3)	定額

注1：国土交通省に登録されている「道の駅」が事業の対象になります。

注2：「経路充電」とは、長距離を移動する場合の電欠回避を目的とする充電等をいう。
主に急速充電設備が利用されることが多い。

注3：V2H充電設備を設置する場合、充放電の配線や分電盤への配線、切替開閉器の設置が有りますが、補助対象とする工事は「充電」にかかわる工事のみになります。
放電部分の配線やその他の工事については補助対象経費になりません。

7-1. 「道の駅への充電設備設置事業」の特有の申請要件

以下の当該事業に特有の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 原則、設置する充電設備は、急速充電設備であること。
- (2) 設置場所が公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所にあること。
- (3) 充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用または物品の購入を条件としないこと。ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とします。
- (4) 充電場所を示す案内板を道の駅の入口に設置すること。
なお、案内板はセンターが求める条件を満たし、車道の上下線から視認できるように設置すること。
- (5) 施設（新築・既存）は、原則、充電設備が設置されていないこと。
なお、施設が既存であって、充電設備が設置されている場所への増設を内容とする申請の場合は、既設充電設備または充電設備の利用状況等が採択の重要な判断項目となります。
- (6) 国土交通省に道の駅として登録されていること。
なお、新設の「道の駅」で国土交通省に登録がされていない場合は、平成30年12月までに国土交通省が行う「平成30年度道の駅第49回・第50回登録」に向けての申請が完了しているか、完了する見込みであることが必要です。

※この事業での補助対象の充電設備と設置基数の目安は下記の表のとおりです。

充電設備	急速 充電設備 (注1)	普通 充電設備 (注2)	V2H 充電設備 (注3)	充電用 コンセント	充電用コンセ ントスタンド
設置基数の 目安	1基	2基	2基	2基	

注1：急速充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。

機械式駐車場に設置する場合は、急速充電設備を選択できない。

注2：普通充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。

注3：V2H充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。

機械式駐車場に設置する場合は、V2H充電設備は選択できない。

7-2. 特有の提出書類

道の駅への充電設備設置事業に申請する場合は、申請の条件に応じて以下の提出書類をアップロードし、提出してください。

【申請の条件に応じて求める書類】

7-3：新設の道の駅として国土交通省に登録申請したことを証する書類

7-4：「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類

7-3. 新設の道の駅として国土交通省に登録申請したことを証する書類

申請時に国土交通省へ道の駅としての登録をされていない場合、平成30年12月までに国土交通省が行う「平成30年度道の駅第49回・第50回登録」の申請の完了を証する書類をアップロードし、提出してください。なお、申請時に登録の申請が完了していない場合は、申請の準備をしていることを証する書類を提出してください。申請完了後は速やかにオンライン申請システムの「実施状況等報告」のデータを入力の上、「申請の完了を証する書類」をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《作成日》

- ・ 申請書の作成日の記載

《作成者》

- ・ 設置場所を管轄する地方公共団体名の記載（公印は必須）

《道の駅の名称》

- ・ 申告された設置場所名称の記載

《設置場所住所》

- ・ 申告された設置場所住所の記載

《宛名》

- ・ 整備局等の宛名の記載

7-4. 「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類

「充電スペース造成費」を申告する場合、国・地方公共団体等の指導や指示により造成が必要な場合で、センターが認めた場合のみ補助対象経費とします。

国・地方公共団体等の指導や指示により造成することを証する書類をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《作成日》

- ・ 本補助金の申請受付開始日以降であることの記載

《宛先》

- ・ 申請者宛であることの記載

《発行者》

- ・ 国、地方公共団体等であることの記載（公印必須）

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称の記載（省略不可）

《設置場所住所》

- ・ 申請で入力した設置場所住所の記載

《指導や指示》

- ・ 造成しなければならない具体的な経緯、理由を記載

7-5. 設置事業計画の申告

電欠回避を目的とする施設への充電設備設置事業において、「施設等の説明」および「設置計画」と「設置の効果」等の申告が採択の重要な判断項目となります。

リース申請の場合は、使用者（契約者）の考えを申告してください。

（1）設置する施設等の説明

- ・施設が新築または改修の場合は、営業開始予定日を入力してください。
- ・道の駅として国土交通省への登録申請が完了していない場合は、登録申請を行う予定日を入力してください。
- ・施設の駐車場の収容台数および過去1年間の休日・平日を含む月平均の当該駐車場の利用台数を入力してください。
- ・既設の充電設備の有無を入力してください。
既設充電設備がある場合は過去1年間の休日・平日を含む月平均の利用回数を入力してください。

（2）設置計画

- ・充電設備の設置を判断するに至った理由および充電設備の種類と基数を選定した理由を申告してください。
なお既設の充電設備がある場合は、増設する理由を申告してください。
- ・設置資金の調達方法を申告してください。

（3）設置の効果

- ・充電設備を設置した後に想定される充電設備の利用頻度について休日・平日を含む月平均の想定利用回数を入力してください。
その想定した利用回数の考え方を申告してください。